

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和8年2月25日

文 部 科 学 省

# 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	2
II	中期目標の期間	4
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1.	<u>特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</u>	4
(1)	柔軟かつ機動的に対応できる体制構築	5
(2)	障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応	5
(3)	研究成果の還元	6
(4)	評価システムの充実及び研究の質の向上	6
2.	<u>各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援</u>	7
(1)	国の政策的課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	7
(2)	各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援	8
3.	<u>我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発</u>	9
(1)	戦略的な広報の推進	10
(2)	自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援	10
(3)	国内外への情報発信・理解啓発	11
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
1.	業務改善及び業務の効率化の取組	12
2.	予算執行の効率化	12
3.	間接業務等の共同実施	12
4.	給与水準の適正化	12
V	財務内容の改善に関する事項	12
1.	自己収入の確保	12
2.	保有財産の見直し	13
VI	その他業務運営に関する重要事項	13
1.	内部統制の充実	13
2.	研究データの管理・活用	13
3.	情報セキュリティ対策の推進	13
4.	施設整備に関する計画	13
5.	人事に関する計画	14

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

別紙 1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に係る政策体系図

別紙 2 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の使命等と目標との関係

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、国の政策を踏まえ、特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする法人である。

少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解・認識の高まりや、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援教育を必要とする児童生徒数は増加しており、通常の学級を含む全ての学びの場において特別支援教育の充実が求められている。

こうした現状を踏まえ、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、小・中・高等学校等の関係機関等と連携・協力しつつ、特別支援教育を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえた国の政策的課題や教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応する業務運営を行うことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことができ、かつ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができる教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。

### <法人の現状と課題>

研究所は、昭和 46（1971）年の設立以来、国の特別支援教育施策の展開や関連制度の改正、教育現場におけるニーズ等を反映させながら、研究活動や研修事業等に取り組んできた。

研究所には、この間に蓄積した研究成果や研修のノウハウがある。加えて、

- ・障害種に応じた指導・支援や障害のある子供の学びの充実に資する環境整備や体制構築等、特別支援教育に関する専門的な知見を有する研究職員が在籍していること、
- ・各地の特別支援教育センターや研究活動の協力機関等を通じた全国的なネットワークを有していること、
- ・所内施設に加え、関係機関や教育委員会等との連携の下、隣接する筑波大学附属久里浜特別支援学校等の教育実践のフィールドも活用することで、実践的な研究と研修を一体的に行うことができることから、

障害種固有の、あるいは障害種を越えた課題に対して、最新の知見及び教育現場の声を踏まえながら取り組むことが可能であるという強みがある。

一方で、教育現場においては、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加など、在籍する児童生徒の多様化に応じた学校・学級経営やデジタル学習基盤の整備に対応した指導・支援が求められており、管理職から通常の学級の担任まで、全ての教師の特別支援教育に関する専門性の確保・向上が急務となっている。また、加速度的に変化する社会情勢の中で新たな・突発的な政策課題が生じることも想定され、そのような課題にも中核的・機動的に対応していくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、研究所では、ナショナルセンターとして誰一人取り残さない教育の実現に資するため、また、教育現場で日々子供たちと向き合っている全ての教師を支援するため、外部の知見も活用しながら、研究・研修・情報発信の各事業について一層の選択と集中による体制強化を図り、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対して、より機動的かつ実効性の高い組織運営を行う必要がある。なお、研究所業務の円滑な実施のため、施設面での老朽化対策を早急に進める必要がある。

### ＜政策を取り巻く環境の変化＞

我が国では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現を目指して、様々な取組が進められている。

共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築を旨として行われることが重要であり、その構築のためには、特別支援教育の着実な推進が欠かせない。

特別支援教育の現状を見ると、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒の数が大きく増加している。また、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の数も増加している状況にある。

インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、この点、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日中央教育審議会）では、前述の特別支援教育の現状も踏まえ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があると示された。

また、教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）においても、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性であるとされたほか、次期学習指導要領に向けても、誰一人取り残さない柔軟な教育課程の在り方、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえた学校・学級経営や授業づくり、自立活動の更なる充実等について検討がなされている。

教師についても、全ての教師に対して特別支援教育に関する実践的な専門性の向上が求められている中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、子供たちと同じ学びの姿を目指し、学び続けることが求められている。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の改正により、令和6年4月より事業者も含めて合理的配慮の提供が義務化されており、学校教育においては、特に通常の学級を中心にその充実が求められている。

加えて、GIGAスクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用してくため、デジタル学習基盤を前提とした学びの変革が求められている。

## ＜中期目標期間における取組等＞

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、Society5.0を見据え、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割がますます重要となっている。中でも、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増え、こうした児童生徒が通常の学級にも在籍している現状において、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援が行われるよう、通常の学級も含め特別支援教育の一層の充実を図っていく必要がある。その際、特に小・中・高等学校において、通常の学級で学ぶことが可能な児童生徒については、通級による指導や合理的配慮の提供等の適切な教育的支援を受けながら通常の学級において学び、通常の学級で学ぶことが困難な場合には特別支援学級を学びの場とする、といった重層的な指導・支援が行われることが重要である。

こうした状況の中、研究所は、ミッションに基づき、国及び教育現場の特別支援教育の充実に貢献する実践的な研究活動、特別支援教育に携わる全ての教師を支える研修事業、並びに教育現場や幅広い関係者を意識した戦略的な情報発信・理解啓発の各事業について、これまで以上に有機的な連携を図り一体的に実施することが必要である。その際には、理念・趣旨の理解・普及の上に着実な実践が求められる次期学習指導要領や、全ての学校において対応が求められる合理的配慮の提供など、国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等への対応を研究所の全ての活動の主軸に据え、総合的で芯の通った取組を講じることが重要である。こうした研究所の諸活動を通じ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの構築に貢献することが強く期待される。

(別添) 政策体系図、使命等と目標との関係

## Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日までの5年間とする。

## Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】【困難度：高】

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動とも有機的な関連を図りながら、その成果を教育現場に還元し、インクルーシブ教育システムの構築の実現に貢献することは、特別支援教育のナショナルセンターとして不可欠な役割であることから、重要度は高い。同時に、これらの研究活動には、外部からの高い評価を得ることや、国の政策立案への貢献や教育現場への還元等が一層求められているため、従来の取組を上回る組織的・戦略的な取組が必要であることから、困難度は高い。

通級による指導を受ける子供や、特別支援学級に在籍する子供が増加する一方で、障害の多様化や重度・重複化なども進んでいることを踏まえ、特別支援教育の現場において、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、

多様な国の政策的課題や新たな教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、先端的かつ革新的な研究を実施する。

(1) 柔軟かつ機動的に対応できる体制構築

多様な課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)上の研究開発法人として、筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校及び小・中・高等学校等やその設置者との連携に加え、多様な障害領域の研究者を配置している大学、特別支援教育分野内外の研究機関や民間企業との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、限られたリソースの中、外部の知見も活用して研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。

研究は、文部科学省との協議を経て策定する「研究基本計画」に基づき、今後5年間のロードマップと取組内容を明確にして実施すること。研究の実施に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状を踏まえるほか、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等を通じて教育現場のニーズを把握すること。また、中期目標期間中は、常時進捗管理を行うとともに、国の政策動向等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対応を講じること。

【指標】

- ・第6期中期目標期間中に連携協定締結機関と新たに共同研究を3件以上実施し、また、それ以外他機関との共同の研究を1件以上実施する。

(実績：前期中期目標期間 2件)

- ・実施する全ての研究課題において、学校、教育委員会、大学、研究機関、企業等関係機関からの参画を得ることとし、毎年1課題平均3機関以上からの参加を確保する。

(実績：令和7年度 平均2.3機関)

(2) 障害種を超えた横断的な課題及び障害種特有の課題への対応

障害種の枠にとらわれることなく、ナショナルセンターとしての研究所でなければ実施できない教育現場に根差した実践的な調査・研究に更に精選・重点化して実施すること。特に、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加等を踏まえ、小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒に対する重層的な指導・支援が重要であるとの考え方に立ちながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けた研究や、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研究、デジタル学習基盤を前提とした特別支援教育における学びの変革を実現するための研究等を実施すること。

また、障害のある子供一人一人のニーズに対応した教育の実現のため、障害種特有の課題に関する研究についても内容の選択と集中を行いながら実施することとし、実施に当たっては、国や校長会等関係機関とも連携しながら、特に自治体・学校等現場が直面する課題に焦点を当て、特別支援教育の実践の改善につながる調査・研究とすること。

これらの研究の実施に当たっては、これまでの研究所の取組における成果やそこで明らかになった検討事項も踏まえつつ、研究間の役割分担や取り組むべき課題を明確化すること。その際、各障害種に共通する調査・研究については手法を共通化するなど、限られたリソースの適正な配分に努めること。

加えて、研究を支える各障害種に係る基盤的な情報収集や経年調査、関係機関連携、予備的研究など、今後の研究課題の検討ひいては文部科学省における政策等の検討の材料提供に寄与する基礎的な諸活動についても、例えば全ての学校に対応が求められる合理的配慮の提供など国の政策的課題や教育現場等の喫緊の課題等への対応を共通の取組内容に位置付けるなど、国の政策立案との関わりを踏まえながら戦略的・計画的に行うこと。これらの諸活動を行うに当たって重点的に取り組むべき方向性を「研究基本計画」で定めて取り組むこと。

#### 【指標】

- ・横断的な課題に関する研究（横断的研究）については、外部評価を実施し、全ての研究において研究終了時に高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
（実績：令和3年度 ー、令和4年度 100%、令和5年度 100%、令和6年度 ー）
- ・障害種特有の課題に関する研究及び基礎的諸活動（障害種別研究）については、毎年度、現場の教職員や有識者等によるピアレビューを含む評価を行い、教育現場等への寄与度において高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、横断的研究に関する指標に倣って目標値を設定したもの。

#### （3）研究成果の還元

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育現場における実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。その際、教育現場や保護者を意識し、特別支援教育の実践の改善や理解啓発につながる分かりやすい研究成果の取りまとめ・公表に努めるとともに、文部科学省と一層緊密に連携し、当該成果の国の政策立案への寄与について具体的に把握するよう努めること。

また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

#### 【指標】

- ・横断的な課題の研究及び障害種特有の課題の研究について、都道府県・指定都市・特別支援教育センターを含む教育センターを設置している市町村教育委員会における研究成果の活用状況、活用場面や活用方法、活用により得られた変化・効果、研究成果の有用性について、毎年度アンケート調査を実施し、8割以上の現場で活用されるとともに、当該研究成果が活用された現場において6割以上の現場から、成果の有用性について高い評価（5段階評価で4以上）を得る。  
（実績（活用状況）：令和3年度 82.5%、令和4年度 81.9%、  
令和5年度 83.3%、令和6年度 77.2%）

#### （4）評価システムの充実及び研究の質の向上

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。外部評

価に当たっては、特別支援教育を必ずしも主たる専門としない研究者等による評価も取り入れること。また、P D C Aサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

さらに、研究の質の向上を図るため、関係機関連携により多様な知見を確保することに加え、研究職員の研究力の向上及び外部競争的資金獲得に向けた取組を実施すること。

#### 【指標】

- ・研究に関する論文・ポスター発表・自主シンポジウム開催及び関係機関の刊行誌等への投稿件数について、各障害種別研究班において、毎年2件以上、横断的研究班において、研究期間中に1件以上の実績をあげる。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研究活動ごとに安定的・継続的なアウトプットを求める観点から、研究期間も勘案しつつ目標値を設定したもの。
- ・国の会議資料等への活用件数について、中期目標期間中に3件以上の実績をあげる。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、想定される重要な国の政策的課題を念頭に目標値を設定したもの。
- ・科研費や受託研究等外部資金獲得額について、当該年度の研究活動総額に占める割合を4割以上とする。  
(実績：令和3年度 52.6%、令和4年度 40.9%、  
令和5年度 41.3%、令和6年度 57.5%)

## 2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

インクルーシブ教育システムの構築に向け、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、指導者の養成に加え、通級による指導や特別支援学級の現状等を踏まえ、全ての教師が特別支援教育に関する専門性を修得することが求められており、各都道府県等が進める教師の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。

ナショナルセンターとしての役割を踏まえ、また、実践的な研究と研修を一体的に行うことができる研究所の強みを活かして、通常の学級も含めた、特別支援教育に携わる全ての教師の専門性向上を支援するため、これらの教師の支援に着実に取り組むとともに、各都道府県等における特別支援教育の実践の推進等に寄与する研修等を実施する。次期学習指導要領や教師の採用・養成・研修に関する検討状況など最新の教育動向も踏まえ、多様な課題に柔軟に対応でき、教育現場に必要とされる研修等の資質向上支援が機動的に実施できる体制を整備する。

### (1) 国の政策的課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特

別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修は、文部科学省との協議を経て策定する「研修指針」において、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにし、これを基本として実施すること。その策定に当たっては、国の政策動向及び教育現場の現状、これまでの研修の実施状況等を踏まえた改善すべき事項等を整理するとともに、地方自治体、小・中・高・特別支援学校等の関係機関との協議・連携を通じて研修内容に対する教育現場のニーズを的確に把握すること。中期目標期間中も、実施方法等の改善に随時取り組むとともに、国の政策動向等を踏まえ、文部科学省と協議・連携しながら取組内容の見直しを含めた必要な対応を講じること。

研修の実施に当たっては、研究活動と有機的な関連を図り、研究成果等の最新の知見が教育現場に還元されるようにすること。特に、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研修をはじめ、国の特別支援教育に関する政策動向を踏まえた研修を実施するとともに、教育委員会・受講者等の意見も踏まえながら不断にカリキュラム等の見直しを行うこと。その際、研修受講者により研修で得られた成果が各学校や地域に還元されているか、その状況を把握し、研修内容の更なる充実を図るなど、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

また、研修の形態については、教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提としつつ、研修目的や対象に留意し、宿泊及びオンライン・オンデマンドを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、理論と実践との懸け橋となる実践的・専門的な研修を実施すること。また、教師自身が、探求心を持ち、自立的に学び続ける姿勢を確立するため、研修観の転換を通じて教育現場における学習観の転換に寄与することが重要であり、研修受講者が、持続的・自立的指導者として、研修で得られた成果を各学校や地域に確実に還元できるように、還元内容・方法の具体化を支援するなど、受講者の主体性を促す工夫をすること。

#### 【指標】

- ・専門研修受講者に対して調査を実施し、研修終了後における、①自分自身の指導力向上や授業改善等の実現状況について 90.0%以上、②他の教師への指導・助言や波及効果の実現状況について 80.0%、③学校全体への影響や組織的対応等の実現状況について 60.0%、④地域の学校や地域への成果等の実現状況について 50.0%以上の達成を図る。

(実績：令和6年度 自分自身 89.4%、他の教師 69.3%、学校 44.7%、地域 35.2%)

- ・教育現場におけるデジタル学習基盤の活用を前提とした専門研修の工夫として、ICT活用に関する講義及び障害種別の実践に関する講義を設定し、修了1年後アンケートにおいて、実践に反映できたかどうかについて 80%以上を達成する。

※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研修の質を確保するため、研修成果の還元について目標値を設定したもの。

#### (2) 各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援

通常の学級も含めた特別支援教育に携わる全ての教師の特別支援教育に関する専門性の向上が求められている現状を踏まえ、研究所で実施するセミナーに

ついて、対象を指導者等に限定しない、あるいはオンデマンド配信を取り入れるなど、より多くの教師が参加可能となるよう工夫すること。また、各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、幅広い教師の資質向上につながる多様な学びの場に対応した配信型講義コンテンツの充実を図ること。併せて、全国の教職員に対する総合的支援を行う教職員支援機構との連携を通じ、こうした配信型講義コンテンツについて裾野の広い普及に努めること。

特に、小・中・高等学校の管理職の専門性向上に資する機会の提供について、校長会等と連携し、教育現場のニーズに応じた研修の機会を提供するほか、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施すること。

さらに、教員養成大学等と連携し、特別支援教育に関する科目・単位の拡充の可能性の検討も含め、養成段階の学生等の学びの充実を図ること。これらの研修等の実施に当たっては、国との連携を強め、教師の採用・養成・研修の在り方に関する施策の方針に資する研修に機動的に対応することに加え、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・全ての教師の専門性の向上に資するよう、オンデマンド配信を取り入れたセミナーを毎年度実施し、参加者から実施内容について満足している旨の回答を6割以上確保する。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、参加者の半数を上回って高い評価を得ることを目的とし、目標を設定したもの。
- ・特別支援教育の推進を図るため、配信型講義コンテンツ掲載プラットフォームについて小・中・高等学校からの登録者数を3万人以上とする。  
(実績：令和7年11月時点登録者 小学校10,352人、中学校4,504人、高等学校805人)
- ・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会と連携して実施する管理職を対象とした研修において、受講者に対してアンケートを実施し、研究所のコンテンツの活用可能性について6割以上から高い評価を得る。また、5割以上の受講者から具体的な実践成果を得る。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、研究所のコンテンツについて受講者の半数を上回って高い評価を得ること、実践成果について半数を最低限度の水準として得ること、をそれぞれ目的として目標値を設定したもの。
- ・免許法認定通信教育による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4千人以上とする。  
※視覚・聴覚障害領域の免許保有率を、それぞれ令和5年度調査時の他障害種の水準(85.5%)まで引き上げるために必要な人数を推計し、目標値を設定したもの。

### 3. 我が国のインクルーシブ教育システム構築の実現に向けた自治体・学校への支援及び国内外への情報発信・理解啓発

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

インクルーシブ教育システムの構築を全国的に着実に進めていくために、研究成果の普及や研修コンテンツ等の提供に加え、全ての教師の特別支援教育に関する

る理解促進や日々の指導・支援に関する有益な情報提供など、教育現場のニーズに寄り添った支援が求められている。また、障害者権利条約の理念が目指すところは、インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現であり、その実現のためには、教育関係者はもとより、広く社会に対して情報発信や理解啓発を行うことで、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組むことが不可欠であることから、重要度は高い。

ナショナルセンターとして、国の政策的課題や新たな教育現場の課題に柔軟かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、自治体及び学校の取組を支える有益な情報発信及び国内外に向けた情報発信・理解啓発を戦略的・計画的に実施する。

#### (1) 戦略的な広報の推進

情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した「広報戦略」を基本としつつ、国と密に連携して、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について周知するほか、校長会、教育委員会、教育センター等関係団体、民間企業、各種団体等と連携しながら、教育現場のニーズに応える情報を総合的に収集・発信すること。

情報の発信に当たっては、特別支援教育に係る有益な情報や学びのコンテンツをあらゆる層の教師に活用してもらうため、SNSを有効活用するなど様々な手段を活用し、関係者及びそれ以外の人々に対する効果的な情報発信・理解啓発の在り方の工夫をすること。また、HP等を通じた情報発信については、教師等それぞれのニーズに応えられるよう、ユーザビリティに配慮した情報提供とすること。

#### 【指標】

- ・ホームページの主要ページについて、エンゲージメント率9割以上を確保する。  
※新規の指標につき基準となる実績値はないが、質の高い情報提供を行ったことが確認されるよう、目標値を設定したもの。
- ・SNSについて、年間3万5千件以上のエンゲージメント数を確保する。  
(実績：令和7年11月時点の実績見込み 2,500件×12か月)

#### (2) 自治体・学校等教育現場の疑問や悩みにワンストップで応える情報発信及びアウトリーチ支援

インクルーシブ教育システムの構築に向けた自治体の取組及び全ての教師の日々の活動や指導・支援の助けとなるよう、それぞれが抱えるニーズや直面する課題にワンストップで応えられる情報発信を行うこと。情報発信に当たっては、合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえた具体的な配慮事例をデータベースに集約し情報提供しているところ、障害者差別解消法の改正により全ての学校に対応が求められていることも踏まえ、機動的かつ柔軟に見直しや新規作成の検討を行い、計画的に充実を図ること。同様に、特別支援教育における支援機器等教材について、実践事例や活用場面も含めて情報提供するなど、個々の悩みやニーズの解決に資するものとなるよう機動的・計画的に充実を図ること。なお、事例の収集・提供に当たっては、デジタル学習基盤の活用を前提とした学校環境を踏まえたものとし、特に、特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教師へいかに情報を届けるかを意識し、発信方法等を工夫すること。

また、限られたリソースを最大限活用するため、ナショナルセンターとして、

全国特別支援教育センター協議会等による全国的なネットワークを有効活用し、各自治体が蓄積してきた知見が集約され、共有知で課題を乗り越えていけるような仕組みを検討すること。

さらに、自治体を実施する研修会への職員派遣や要請に応じた講師派遣など、アウトリーチによる支援の戦略的・計画的な実施や各都道府県・市町村・学校からの相談への随時対応など、教育現場に寄り添った支援を行うこと。特に、支援が行き届きにくい日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信・教育相談支援等を必要に応じて行うなど、ナショナルセンターとして、誰一人取り残さない教育の実現に寄与すること。

#### 【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年 12 万件を確保する。

(実績：令和 3 年度 22,459 件、令和 4 年度 25,102 件、  
令和 5 年度 80,335 件、令和 6 年度 118,917 件)

- ・障害の状態や特性等に応じた教材、支援機器等の情報を集約管理・データベース化した「特別支援教材ポータルサイト」の検索実行件数について、毎年 6 万件を確保する。

(実績：令和 6 年度 48,743 件)

- ・日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的実施し、派遣教師や保護者に対するアンケートにおいて、情報提供に満足している旨の回答を 6 割以上確保する。

※新規の指標につき基準となる実績値はないが、必要十分な情報提供を行ったことが確認できるよう、目標値を設定したもの。

#### (3) 国内外への情報発信・理解啓発

インクルーシブ教育システムの構築を通じた共生社会の実現に向けて、広く社会に対して情報発信や理解啓発を行い、社会全体の理解啓発や意識醸成に取り組むこと。

諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向について、国の政策立案との関わりを踏まえながら把握することとし、その結果をわかりやすく公表すること。把握した諸外国の取組については比較分析等を行い、障害者権利条約の趣旨を踏まえた我が国の取組について、広く戦略的に情報発信を行うこと。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及及び理解啓発を図ること。

国内に向けては、研究所セミナー等の開催やインターネットによる情報発信を通じて、教師以外の保護者や医療・福祉分野の関係者など、幅広い層への特別支援教育に関する理解促進につながるよう取り組むこと。

#### 【指標】

- ・諸外国のインクルーシブ教育システム構築の最新動向について情報収集するため、中期目標期間中に 9 か国以上の書面調査を行う。

(実績：令和 7 年度 8 か国)

- ・諸外国調査の結果について、毎年電子媒体で情報発信し、そのコンテンツへの

アクセス数 840 件以上を目指す。

(実績:令和 6 年度 558 件(諸外国の最新動向と国際交流に関するウェブページ))

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1. 業務改善及び業務の効率化の取組

業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」(平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定)を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当及び特殊要因経費を除き、一般管理費と業務経費の合計について、毎事業年度につき、物価高騰等の状況をみながら対前年度比 1 % 以上の業務の効率化を目指すこと。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、業務の実施に当たっては、業務運営の効率化、業務負担軽減の観点から、デジタルの活用を前提とした業務改善を更に推進すること。

##### 2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づいた管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。

##### 3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、男女共同参画機構、教職員支援機構の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進すること。

##### 4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

#### V 財務内容の改善に関する事項

##### 1. 自己収入の確保

外部競争的資金の獲得や施設・設備の有効活用等により、自己収入の拡大に向けて取り組むこと。

また、受益者負担の適正化や他の法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

公費で整備される研究所保有の宿泊研修施設や体育館について、最大限効率的な稼働を図ることが重要である。そのため、更なる利用促進に向けた具体的な方策を講じ、定期的に利用料金も検証しながら自己収入の拡大に繋げること。

### 【指標】

- ・年間自己収入の平均が、令和4年度から令和6年度の平均値に対して5%増とする。
- ※コロナ収束後、宿泊研修が再開された令和4年度以降を基準として目標値を設定したもの。

## 2. 保有財産の見直し

保有財産について、利用実績等を的確に把握するほか、他の法人の動向も踏まえて主務省ともよく協議し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととし、今期中に、専門家の知見も踏まえながら、今後の見直しについて整理すること。結論を得たものから順次実行に向けて主務省ともよく協議し、具体的な時期については年度計画等において明らかにすること。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の充実

政策実施機能の最大化のため、理事長のリーダーシップの下、自主的・戦略的な業務運営及び組織のマネジメント機能を一層強化すること。特に組織のマネジメントについては、全ての職員の意識向上のため、計画的な研修や交流人事等に努めること。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みを運用すること。
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用すること。
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを計る継続的なモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、進めていくこと。

### 2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を進めていくこと。

### 3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、情報セキュリティ上のインシデントが発生した場合は、組織として迅速に対応すること。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 4. 施設整備に関する計画

「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき、研究所業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進するとともに、その有効活用手法について検討し、実践すること。

## 5. 人事に関する計画

長期的な見通しを持った計画的な新規採用や人事交流、多様化する課題に対応するための研究職員や専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、経験や役職に応じた研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。

評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。

以上について、人材確保・育成方針を策定すること。